

雲南市入札執行要領

〔平成16年12月1日〕
告示第141号

改正 平成17年4月 1日訓令第66号

改正 平成19年3月27日告示第28号

(趣旨)

第1条 雲南市の発注する建設工事又は測量・建設コンサルタント業務等(以下「工事等」という。)の契約に係る一般競争及び指名競争を行う場合における入札の執行については、雲南市契約規則(平成19年規則第3号。以下「契約規則」という。)その他の法令に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(入札執行者)

第2条 入札執行者は市長とする。

2 入札執行者が事情により入札執行できない場合には、副市長、総務部長、若しくは総務部次長又は入札執行者が指名する課長が処理するものとする。ただし、入札執行者が指名する課長が入札執行できる建設工事又は測量・建設コンサルタント業務は、別に定める。

(入札事務担当者)

第3条 入札執行者は、入札事務担当者として職員2人以上を入札事務に当たらせなければならない。

(入札立会者)

第4条 入札執行者は、入札に必要なときは、入札事務に関係のない者の立会いを求めることができる。

(予定価格調書等の保管)

第5条 入札執行者は、予定価格調書、競争参加資格確認通知書、入札参加者指名調書及び設計図書を入札執行に必要なときまで金庫等に収納するなど確実な方法で保管しなければならない。

(入札時期の決定)

第6条 入札は、用地取得等の協議その他工事等の着手に必要な措置を講じてからでなければならない。

(一般競争入札の公告)

第7条 一般競争入札により契約を締結しようとする場合は、次に掲げる事項を公告しなければならない。

- (1) 競争入札に付する事項
- (2) 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- (3) 契約条項を示す場所及び日時
- (4) 入札の場所及び日時
- (5) 入札保証金及び契約保証金に関する事項
- (6) 入札の効力に関する事項
- (7) その他必要と認める事項

(指名競争入札の通知)

第8条 指名競争入札により契約を締結しようとするときは、次に掲げる事項を当該入札に参加させようとする者に指名通知書(様式第1号)により通知しなければならない。

- (1) 競争入札に付する事項
- (2) 契約条項を示す場所及び日時
- (3) 入札の場所及び日時
- (4) 入札保証金及び契約保証金に関する事項
- (5) 入札の効力に関する事項
- (6) その他必要と認める事項

(見積期間)

第9条 一般競争入札参加資格の確認通知又は指名競争入札の通知から入札までは、次に掲げる工事等の規模に応じた見積りの期間を置かなければならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、第2号及び第3号の期間は、5日以内に限り短縮することができる。

- (1) 工事1件の請負対象額500万円未満の工事は、1日以上
- (2) 工事1件の請負対象額500万円以上5,000万円未満の工事は、10日以上
- (3) 工事1件の請負対象額5,000万円以上の工事は、15日以上

2 前項の見積期間には、雲南省の休日を含めないものとする。

(入札室)

第10条 入札室は、入札書を記入するに適切な場所と配置を考慮し、特に入札者間の席を離すようにしなければならない。

(入札)

第11条 入札執行者及び入札事務担当者は、入札に必要な予定価格調書、入札参加資格確認調書、入札参加者指名調書及び設計図書等携帯し、所定の入札時刻までに入札室に入らなければならない。

第12条 予定価格調書は、封筒に入れて封印しなければならない。

第13条 入札執行時刻は、厳守するものとし、天災地変その他やむを得ない事由がある場合を除くほか、入札日時を繰上げ、又は延期してはならない。

第14条 入札執行者は、入札者が1人のときは入札をとりやめなければならない。

第15条 入札執行者は、入札開始に先立ち、次に掲げる事項について確認をしなければならない。ただし、第4号及び第5号については一般競争入札の場合に限るものとする。

- (1) 入札者出席の有無
- (2) 代理人入札の者は委任状提出の有無
- (3) 入札者又は代理人が他の入札者の代理人となっていないか
- (4) 競争参加資格確認通知書の写しの有無

- (5) 市税（県税）の滞納又は納税義務のない旨を証明する書類（市税又は県税納税証明書）の提出の有無
- (6) 入札保証金の納付
- (7) 入札に関する質疑の有無

第16条 入札執行者は、入札開始に先立ち、入札者に対し、次に掲げる事項を申し渡し履行させなければならない。

- (1) 入札室には、入札に必要な者以外の入室を禁ずること。
- (2) 入札執行中は、入札執行者が特に認めた場合を除くほか、入札室の出入を禁ずること。
- (3) 入札執行中は、入札者間の私語、放言を禁ずること。

第17条 入札は、所定の様式による入札書1通を作成し、封筒に入れて提出させなければならない。この場合において、契約規則第14条の規定にかかわらず、郵便による入札は認めてはならない。

第18条 入札執行者は、入札者がいったん提出した入札書は、開札前後又は理由のいかんを問わず引換え、取消し又は訂正させてはならない。

（入札の辞退）

第19条 指名通知をうけた者の入札辞退は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも認めるものとする。

- 2 指名通知をうけた者の入札辞退は、入札辞退届（様式第2号）を入札執行者に直接持参させ、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）させるものとする。
- 3 入札者の入札執行中における入札辞退は、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を入札執行者に直接提出させるものとする。
- 4 入札を辞退した者に対しては、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いをしてはならない。

（工事費内訳書の提示）

第20条 工事費の内訳書の審査を必要とする場合は、第1回の入札に際し、工事費内訳書を提出させることができる。

- 2 工事費内訳書の提出を求めるときは、全入札者が入札書を入札箱に投入した後に工事費内訳書の提出を求めなければならない。
- 3 提出された工事費内訳書は、入札終了後に積算担当者（当該工事の積算内容を把握している職員をいう。）等が確認し、確実に保管しなければならない。
- 4 前項の確認において疑義がある工事費内訳書は、雲南市建設工事入札不正行為情報対応要領（平成17年告示第63号）第11条に規定する公正入札調査委員会へ報告しなければならない。
- 5 入札執行者は落札者に対し、工事費内訳書の提示を求めることができる。

（開札）

第21条 入札執行者は、入札者全員が入札書を提出したことを確認した後、入札者の面前において開札しなければならない。

2 前条の規定により工事費内訳書の提示を要請したときの開札は、工事費内訳書を入札者に返却した後に行わなければならない。

第22条 開札は、入札書の記入事項等内容を確認した後、有効札の中から最低価格入札者の商号又は氏名及び入札金額を読み上げて公表するものとする。

(予定価格調書の開封)

第23条 予定価格調書は、第1回の入札から開封し、入札価格と照合確認するものとする。

(入札の無効、失格等)

第24条 入札執行者は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とするものとする。

- (1) 入札者の資格、入札に関する条件に違反したとき。
- (2) 入札者が不正の利益を得るため連合して入札したとき。
- (3) 入札に際し不正の行為があったとき。
- (4) 入札者が1件の入札に同時に2通以上の入札書を提出したとき。
- (5) 入札者又はその代理人が、他の入札者の代理人として入札したとき。
- (6) 入札書の金額を加除訂正したもの
- (7) 入札書に記名又は押印を欠いたとき。
- (8) 入札書が誤字、脱字等で意志表示が不明瞭なとき。

第25条 入札書で最低制限価格を下回った価格の入札をした者は、失格とする。

第26条 再度の入札において、前回の入札の最低価格を上回る金額の入札は、辞退の意志表示があったものとし、辞退札として取り扱うものとする。

第27条 入札執行者は、開札した結果、無効、失格又は辞退札のあるときは、当該入札者に通告しなければならない。

(落札)

第28条 入札執行者は、適正な入札で予定価格の範囲内の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格を定めたものにあつては、その額を下回ってはならない。

第29条 入札執行者は、落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あったときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ落札者を決定しなければならない。この場合において、当該入札者のうち、くじを引かないものがあるときは、これに代わり当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

第30条 入札執行者は、落札となる入札があつたときは、直ちに工事名、入札金額、入札者の商号又は氏名を宣言して、落札者を決定しなければならない。

第31条 落札者を決定したときは、落札者に対して、その日から7日以内に契約(仮契約を含む。)を締結しなければ、当該入札は効力を失う旨を口頭又は文書で通知するするとともに、入札調書(様式第3号)に入札執行者及び入札担当者が、職、氏名を記載し、押印しなければならない。

(再度入札)

第32条 入札執行者は、落札となる価格の入札がないときは、「予定価格超過」と宣

言し、直ちに再度の入札を行うことができる。この場合において、第24条第1号から第3号までのいずれかに該当する入札を行った者及び第25条の失格者は、入札に参加させることはできない。

第33条 再度の入札回数は、2回までとする。

第34条 入札執行者は、入札者が1人となったとき、又は再度の入札を行っても落札者がいないときは、入札を打ち切り、改めて入札を行うものとする。この場合においては、予定価格調書は直ちに封印して設計図書等とともに保管しなければならない。
(随意契約)

第35条 入札執行者は、入札者が1人となったとき、又は再度入札に付し落札者がいないときは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定により随意契約を行うことができる。この場合において、入札のときに定めた予定価格その他の条件を変更することはできない。
(入札使用印鑑)

第36条 入札執行者は、入札書及び委任状に使用する印鑑は、建設業法（昭和24年法律第100号）に基づき、登録の印鑑を使用するよう指導するものとする。
(物件購入への準用)

第37条 工事用の物件購入の際における入札についても、この訓令に準じて取り扱うものとする。

第38条 測量、調査、設計等に関し適用する場合は、「工事」とあるのは「業務」、「請負」とあるのは「委託」と読み替えるものとする。

附 則

この告示は、平成16年12月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

様

雲 南 市 長

指 名 通 知 書

下記業務について、指名されましたので通知します。

なお、入札前あるいは入札執行中のいずれかを問わず、何時でも入札を辞退することができ、そのことのみをもって不利益な取扱いを受けることはありません。

記

1. 事業・事業名

1. 完成期日 平成 年 月 日

1. 事業・業務の場所 雲南市 町 地内

1. 予定価格 ¥ 円（消費税及び地方消費税相当額を除く） 公表しません

1. 現場説明の場所 雲南市 町 地内

平成 年 月 日 時 分

1. 入札日時 平成 年 月 日 時 分

1. 入札場所 雲南市役所

1. 入札保証金 免除します

1. 契約保証金 契約金額の100分の10以上 免除します

1. 仕様書の閲覧場所 雲南市役所

平成 年 月 日 時から平成 年 月 日 時まで

1. 最低制限価格 設定します 設定しません

1. 入札回数 1回まで 再度入札を含めて 回まで

1. 支払条件 雲南市契約規則の定めるところによる。

1. 落札決定 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額の5%に相当する額を加算した金額を落札金額とするので、入札書に記載する金額は当該金額の5%に相当する金額を除いた金額として下さい。

1. 落札書 予定価格と最低制限価格の範囲内で、最低価格の入札をした者とします。

1. 代理人入札 代理人において入札する場合は、委任状を持参して下さい。

1. 入札辞退 (1) 入札前にあつては、入札辞退届を持参するか郵送（入札日の前日までに到着するものに限る。）して下さい。

(2) 入札執行中にあつては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を直接提出して下さい。

1. 専任技術者の配置 請負代金が2,500万円（建築一式工事は5,000万円）以上の工事については、主任技術者又は監理技術者を工事現場に専任で配置しなければなりません。

(1) 入札日以前又は入札当日において、他の工事を受注又は落札したことによって専任技術者を配置できなくなった場合は、本工事の入札参加資格を失うため入札辞退届を提出して下さい。

(2) 落札後において、専任の技術者の重複等によって専任の技術者の配置が出来ないことが明らかとなった場合は、契約前であれば契約を締結しないこともあり得ます。また、契約後であれば契約を解除することもあり得ます。

(3) 本工事を落札した場合は、配置する専任の技術者を明記した届出書を提出して下さい。

1. その他 (1) 入札は、雲南市契約規則等の定めるところにより執行します。

(2) 郵便による入札は禁止します。

様式第2号

入 札 辞 退 届

件 名

上記について指名を受けましたが、都合により入札を辞退します。

平成 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

雲南市長 様

様式第3号 (第31条関係)

市長	副市長	総務部長	次長	課長	GL	グループ

入 札 (見 積) 調 書

工事名			
入札の日時		契約方法	

入札者氏名	入札金額	順位	第2回		第3回	
			入札金額	順位	入札金額	順位

入札執行者		
入札事務担当者		
請負対象額	消費税抜き	
	消費税込み	
予定価格	消費税抜き	
	消費税抜き	
最低制限価格 (消費税抜き)		
落札金額	消費税抜き	
	消費税込み	
落札者		
記 事		

注：落札金額に5%に相当する額を加算した金額が法律上の落札金額である。

注：閲覧に供するのは、左の半葉のみとする。